

北海道北斗高等支援学校

いじめ防止基本方針

いじめの防止等の対策に関する基本理念

「いじめ防止対策推進法」第3条において、基本理念として、「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などが規定されていることを踏まえ、学校が生徒の尊厳を保持するために、全ての職員が「いじめがすべての生徒に関係する問題である」という認識をもち、生徒が、いじめを生まない、安全・安心な環境の中で学校生活を送ることができるよう、「北海道北斗高等支援学校いじめ防止基本方針」を策定する。

なお、本基本方針は、毎年度末に点検及び見直しを行い、修正する。

(令和5年6月1日改訂)

1 いじめの理解

(1) いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

(2) いじめの内容

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- ・ いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- ・ いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアル ハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ・ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ・ いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- ・ いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることとする。

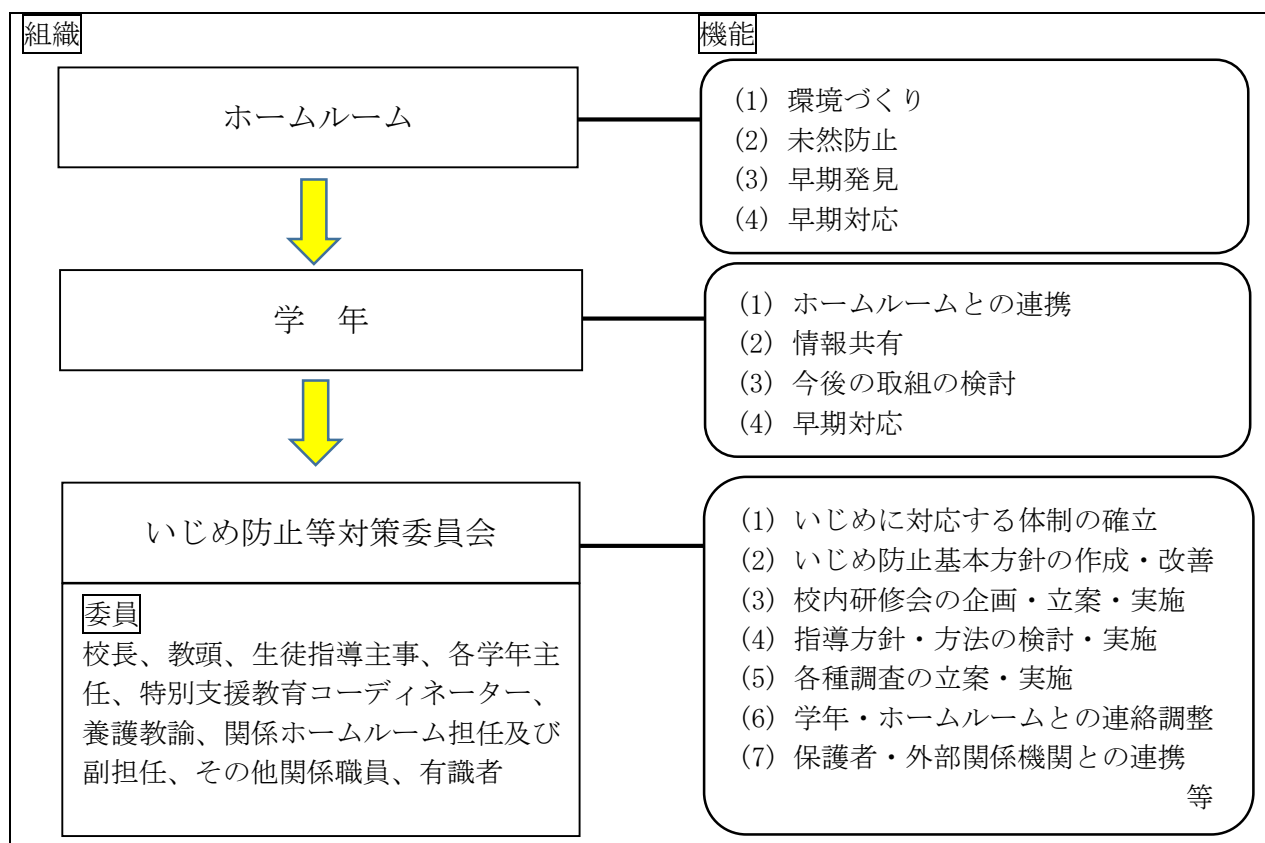
ア いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

2 未然防止に係る校内組織体制



3 いじめ防止のための対策

(1) 環境づくり

- ア 日常からあいさつを励行する。
- イ 生徒会活動等をととして、生徒が主体的に意識できる取組を実施する。
- ウ 全校集会等での講話や、ホームルーム活動での学習機会を設定する。
- エ 教職員を対象とした、事案対処等に関する定期的な研修会を実施する。
- オ 学校の取組を保護者と共有する。

(2) 未然防止

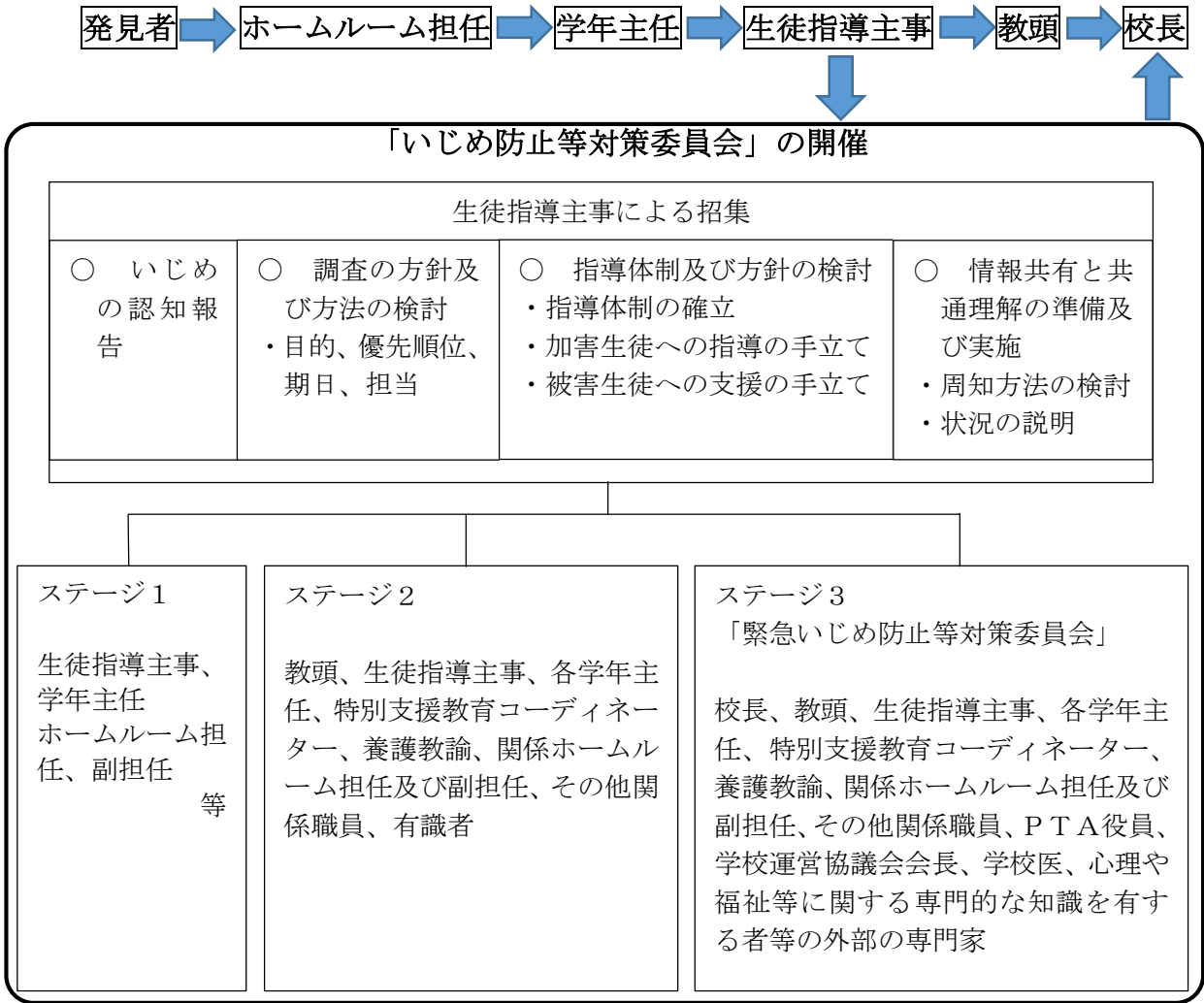
- ア 一人一人の生徒の自己肯定感を育成する学習活動を実施する。
- イ 「道徳」の教科での学習をととして、生き方や人との関わりの学習を実施する。
- ウ 個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、指導目標の明確化及び指導内容の工夫を行う。
- エ 人との関わりの学習や体験をととして、人とつながることの楽しさやお互いを認め合うことの大切さの体験し、様々な考え方の人が交流することで社会性や道徳性を養うことができる体験活動の推進をする。
- オ 生徒の家庭と学校での様子や情報交換を密にする。

(3) 早期発見

- ア いじめはどこの学校でも、どの生徒にも起こりうるものであるという意識を持つ。
- イ あらゆる可能性を排除せず生徒の変化に敏感に反応し、情報を共有できるよう心掛ける。
- ウ 様子の変化に気付いた場合には、躊躇せず、積極的に教師が働きかける等の行動を取り、ホームルーム担任や養護教諭との連携を図るとともに、生徒指導主事へ報告する。
- エ 年間2回のいじめアンケート調査や、学級担任等による定期的な学校教育相談をととして、生徒の変化や悩み、友達との人間関係を把握する。
- オ 生徒の言動、身体の様子、友達関係等の変化を敏感に察知し、必要に応じて、家庭等と連携する。

4 いじめ発生時の組織的な対応

(1) いじめ防止等対策委員会の開催



(2) 対応の手順



関係者への説明

職員会議	保護者	地域	教育局	関係機関
・情報共有 ・対応策の検討	・状況説明 ・対応方針の説明	・状況説明 ・協力要請	・状況報告 ・指導助言	・協力要請

(3) 対応時の留意事項

- ア いじめを発見した場合は、ホームルーム担任だけで対応することなく、組織的に問題の解決にあたる。
- イ いじめられている生徒の心身の安全を最重要課題と考え、いじめている側の生徒には、毅然とし

た態度で指導する。

ウ 傍観者の立場にいる生徒たちもいじめに荷担しているのと同じであることを指導する。

エ いじめられている生徒の心のケアを考慮し、医療機関等との連携を取りながら指導を行う。

オ 保護者の心理状態を考慮した支援対策を必要に応じて行う。

カ 関係者に対する、事案に係る説明や承諾について丁寧に行うとともに、報道機関も含めて、必要に応じて関係機関に情報を公開する。

キ 学校だけでは解決できない困難な場合もあるため、行政や警察、福祉などの関係機関と連携し、一体的な対応を心掛ける。

5 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがある場合は、以下の対応を行う。

(1) 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。

(ア) 生徒が自殺を企画した場合

(イ) 精神性の疾患を発症した場合

(ウ) 身体に重大な障害を負った場合

(エ) 高額の商品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがある場合。

(ア) 年間の欠席が 30 日程度以上の場合

(イ) 連続して欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 具体的な対応

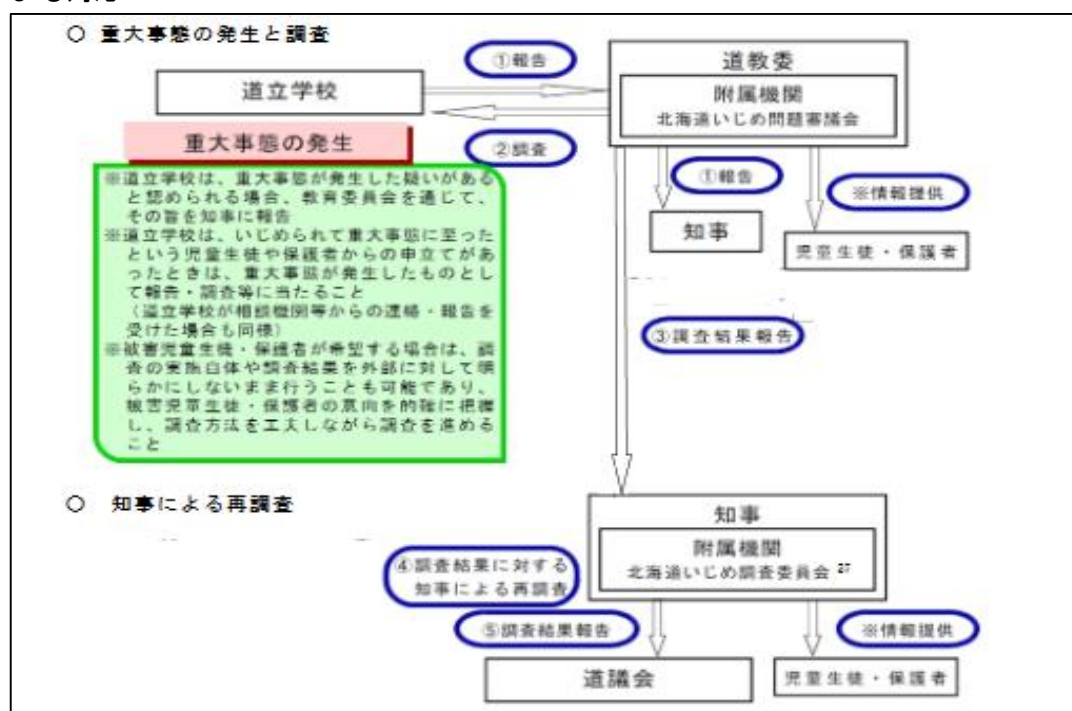
ア (1)に記した重大事態が発生した場合、その旨を、北海道教育委員会に速やかに報告する。

イ 北海道教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 道による対応



「北海道いじめ防止基本方針」より

6 その他

(1) ネットいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を脅かす行為をすること。掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、それらは犯罪でもある。

イ ネットいじめの予防

- (ア) 保護者への啓発
- (イ) 情報教育の充実
- (ウ) ネット社会についての講話の実施

ウ ネットいじめの対処

エ ネットいじめの把握

- (ア) 被害者からの訴え
- (イ) 閲覧者からの情報
- (ウ) ネットパトロール

オ 不当な書き込みへの対処

- (ア) 状況把握と記録
- (イ) いじめへの対応
- (ウ) 管理職への連絡(情報の削除依頼)
- (エ) 警察への相談

(2) LGBTQに関わるいじめへの対応

ア 未然防止・早期発見のために

性的指向・性自認に関わるいじめを防ぐため、教職員の正しい理解を促進し、学校として必要な対応を周知する必要がある。

イ 学校での支援体制

- (ア) 生徒・保護者の心情に寄り添うキーパーソンの設定
- (イ) 本人・保護者と学校の共通理解
- (ウ) 「学校における支援の実例(文部科学省)」を参考に適切な支援の検討
- (エ) 医療機関等専門機関との連携
- (オ) 校内の共通理解と役割分担
- (カ) 行政等による支援